

# 姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託 調達仕様書

## 1 概要

姫路市は、令和3年10月に策定した「姫路ライフ・デジタル戦略」において目指すべき将来像として掲げている「令和12年度（2030年度）の姫路市の姿」の実現に向け、姫路市版スマートシティを推進する。多様な意見を取り入れた市民共創による政策実現を行うため、オンライン上で意見交換を行えるコミュニティとして、市民共創プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」とする。）を導入し、市民等の政策参画における利便性を向上させる。また、意見交換の内容を深化させるため、市民参加の座談会を開催する。

## 2 業務名称

姫路市市民共創プラットフォーム運営支援業務委託

## 3 業務実施の基本

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、本業務を適切に行うこと。
- (2) 事業の趣旨及び公共性を十分に理解し対応すること。
- (3) 本調達仕様書の記載事項を遵守すること。

## 4 委託業務内容

- (1) 様々な対話の場の構築を含むプラットフォームの導入及び運営支援

### 1. 市民共創プラットフォームの導入及び運営支援

#### ① 内容

姫路市デジタル戦略室担当者（以下、「政策担当者」とする。）と協議の上設定した政策テーマに関し、オンライン上で様々な人から意見やアイデアをプラットフォーム上に投稿、あるいは投票してもらう。また、加えて、その政策テーマに関する進捗状況等を行政が共有するシステムを設けることで、政策に関する双方向でのコミュニケーションを実施する。

プラットフォームの運営においては必要に応じて各市職員に対し、操作方法などの研修を行うこと。

#### ② 実施回数

年に4つ程度の政策テーマについて実施を想定

#### ③ 主な業務

企画整理、プラットフォームの導入及び運営支援業務

#### ④ システム機能

使用するプラットフォームには、以下の機能を有するものとする。

- i. 政策担当者の参加機能

(ア) 政策テーマの設定及び公開機能

政策担当者が政策テーマを設定し、参加者である市民等からのコメントを受け付けるためのプラットフォームを、インターネット上に構築すること（参加者が議題を設定することは想定しない）。一つの議題に対し、画像や説明文の設定を行えるようにする等、参加者が議題に対し興味を持てるような機能を持たせること。

(イ) 市民等から寄せられた意見やアイデアへのコメント機能

参加者と円滑なコミュニケーションを行うために、参加者の投稿したコメントに対し、政策担当者もコメントを投稿できるようにすること。

(ウ) 投稿内容の CSV 形式によるデータ抽出機能

全投稿内容について、集計が容易な CSV 形式でデータを抽出できる機能を持たせること。

ii. 市民等の参加機能

(ア) ユーザー登録機能

市民等がプラットフォームに参加し、コメント投稿を行うに当たり、ユーザー登録機能を搭載すること。また、下記座談会への参加については、ユーザー登録を必須とすること。

(イ) 政策テーマに対する意見やアイデアの投稿及び投票機能

参加者が政策テーマに対して積極的にコメントや賛同、反対表明を行い、建設的に意見を交換できるように有効な機能を搭載すること。

(ウ) 他ユーザーの投稿内容に対する賛同表明やコメント機能

投稿された意見に対し、他の参加者がコメント投稿をできるようにし、かつコメント以外の形でも参加しやすい工夫を行うこと。

(エ) 投稿されている内容の閲覧機能（ユーザー登録不要）

プラットフォーム上に投稿された内容を閲覧するだけであれば、ユーザー登録は不要とすること。

iii. 運用管理機能

(ア) スマートフォンを中心とした使いやすい UI デザインにすること。

(イ) アクセシビリティへの考慮がなされ、多様な利用者が参加できる仕様にすること。

(ウ) 不適切な投稿に対する対策機能

誹謗中傷など、不適切な投稿を排除し、精査して公開する機能を持たせること。

(エ) 参加者が政策テーマをわかりやすく理解できるよう、政策テーマに関するスライドデザイン（3枚以上）を作成し、政策担当者に提供すること。

2. 座談会の企画運営

① 内容

政策担当者と協議の上設定した政策テーマに関し、参加者へのヒアリングや意見交換を実施する。

② 参加者

市民、及び姫路市職員等。

なお、市民については、選定手法も含め、政策担当者と協議の上、投稿者の中から選定すること。

③ 開催回数

4つの政策テーマのうち2つの政策テーマについて実施を想定

④ 開催形式

オフライン（対面）及びオンライン（Web 会議ツール）のどちらでも可とする。

⑤ 特記事項

受託者は企画整理や参加者の調整等に加えて、企画におけるファシリテーションを実施すること。加えて姫路市と建設的な協議のもと座談会参加候補者を選定する仕組みづくりを行うこと。

(2) プラットフォームを活性化するための広報施策

1. 上記コミュニティで提示する政策テーマの意見募集について、SNS や Web サイト等を活用した広報施策を十分に行うこと。

(3) 上記業務において集約した意見の分析及び提言

1. 上記業務において聴取できた意見を集約し、政策担当者にとって新たな気づきが見られるように、様々な観点で分析を行うこと。
2. 分析によって得られた情報をわかりやすい形式でまとめ、政策担当者に提供すること。なお、分析及び提言については、実績報告書に含めること。

(4) 姫路市に対する政策提言等の実施

姫路市が最先端の思考や手法をいち早く取り入れ、時代に合った政策立案をできるよう、市への政策提言等を幅広く実施し、新たな知見や視点を提供すること。なお、姫路市に対する政策提言等については、実績報告書に含めるものとする。

## 5 実施体制

受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務責任者及び業務担当者（以下「業務従事者」という。）を配置し、効率的かつ効果的な運営が可能な体制を整備し、正確で迅速な処理を行えるようにすること。

(1) 業務責任者

業務全体の責任者として、本市との連絡・調整・報告の業務を担い、業務担当者及び業務従事者の調整、業務全体の進捗管理の業務にあたらせること。

(2) 業務担当者

次に該当する業務従事者を配置し各業務に従事させなければならない。

① 本業務に必要な知識及び技術を有するとともに、業務の公共性を十分に理解し、円滑に本業務を行える者

② 各業務を行うにあたり、十分な経験を有する者

(3) 業務従事者は、制度を十分に理解し、また、国等の最新情報を常に把握するよう努め

ること。

- (4) 業務従事者が本業務に対し不適格と認められる者があるとき、その他必要があると認めるときは、本市は受託者に対しその理由を明示し、交代を求めることができる。

## 6 実績報告書の提出

業務終了後に、業務内容を実績報告書にまとめ提出すること。

## 7 事業期間

契約の日から令和7年3月31日まで

- ※ 次年度以降、令和8年度まで毎年度利用契約を締結する予定である。その際、毎年度の契約の可否について評価を行う。